

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

事業報告

第 22 期

〔 令和 7年 4月 1日から
令和 8年 3月 31日まで 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国の通商政策等による影響が一部にあり、景気の先行きには不透明感が残り、企業収益には足踏みの局面がみられたものの、雇用情勢に改善の動きが続く中で個人消費には持ち直しの動きや、設備投資にも持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

このような経済情勢の中、当社は国からの委託を受けて行う中間貯蔵施設事業に係る事業（以下「中間貯蔵事業」という。）とポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業（以下「PCB廃棄物処理事業」という。）の両事業を推進しました。

国が実施する中間貯蔵施設事業については、福島県内の各地に仮置きされていた除去土壌等の大量輸送は終了したものの、特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入が進められました。一旦解体された受入・分別施設については、これまでの知見や除染の進捗等を踏まえ、令和8年度中の稼働を目指し、新たな施設の設計・工事が開始されました。令和7年度における除去土壌等の輸送量は約22万m³であり、令和7年度末までの累計輸送量は約1,430万m³に達しました。

当社では、新たな受入・分別施設の設計・工事の状況を踏まえながら、その確実な事業の実施を支援するとともに、中間貯蔵施設区域の運営・管理主体としての役割を果たすべく積極的に事業に取り組みました。

PCB廃棄物処理事業については、操業停止に至る事態の未然防止に努めつつ処理を行い、令和7年度末をもって東京PCB廃棄物処理事業・北海道PCB廃棄物処理事業の処理が終了し、これにより北九州、大阪、豊田、東京及び北海道の5つのPCB廃棄物処理事業すべての処理が終了しました。

PCB処理施設の解体・撤去については、北九州第1期施設のプラント設備解体撤去を令和6年9月に終え、次の段階である建屋の解体撤去工事を実施しています。また、北九州第2期施設のプラント設備解体撤去工事は、令和7年11月に契約を締結し、現在、実施中です。

大阪及び豊田事業の施設における先行解体、東京及び北海道事業の施設における撤去しても処理に影響を与えない設備の撤去作業など、解体撤去を実施しています。

また、各事業所の解体撤去部門の設置等、事業終了を見据えた社内体制の整備を進めました。

各事業の概要は以下のとおりです。

① 中間貯蔵事業

国が公表した「令和7年度の間中貯蔵施設事業の方針」（令和7年3月）では、安全を第一に、地域の理解を得ながら、住民の帰還や生活に支障を及ぼさないよう、事業を実施することとしており、輸送については特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進めることとされました。また、施設については、新たな受入・分別施設の設計・工事の着手、搬入した除去土壌等の適切な保管、土壌貯蔵施設の安全性を確保したうえでの適切な維持管理の徹底等が示されました。再生利用・最終処分については関係機関の連携の下、地元の御理解を得ながら理解醸成の場としても活用しうる復興再生利用の案件創出の検討を進めるとともに、除去土壌等の県外最終処分の実現、復興再生利用の推進に向けて、その必要性・安全性等に対する全国的な理解・信頼の醸成を進めることなどが示されました。

当社は国の方針を受け、工事等発注支援、工事監督支援、中間貯蔵施設区域の維持管理、スクリーニング、除去土壌等の輸送統括管理、モニタリング、減容・再生利用の推進、中間貯蔵事業情報センターや技術実証フィールドの運営等の中間貯蔵事業について、安全・確実を最優先に、業務の合理化や、充実を図りつつ計画的に実施しました。

特に、土壌貯蔵施設については、令和6年3月から全ての土壌貯蔵施設の維持管理を当社が担っており、令和7年度は年度を通して維持管理を実施しました。

また、復興再生利用の推進に向けた取組として、令和7年8月に政府の会議で取りまとめられた「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）に基づく取組を支援しました。例えば、環境省が首相官邸・霞が関の中央官庁の花壇等で実施した復興再生利用に係る工事において、全社にまたがる横断的な体制を作り、中間貯蔵施設からの復興再生土の搬出の支援、工事監督の支援、空間線量率の測定、理解醸成看板の作成・設置等を実施しました。

このほか、中間貯蔵事業や福島の復興・環境再生の取組を発信するため、令和7年3月に大熊町産業交流施設（CREVA おおくま）内に新設した中間貯蔵事業情報センターを活用し、展示パネル、スライド、映像等展示物を適宜更新するほか、地域企業と連携した企画展を開催するなど、現場からの情報発信の強化に取り組みました。

② PCB廃棄物処理事業

当社の全5事業のうち、北九州、大阪、豊田の3事業については令和5年度末、東京事業・北海道事業は令和7年度末をもって全ての処理を終了しました。

1) 東京PCB廃棄物処理事業

令和7年度は処理最終年であり処理対象物が減少している中、重点搬入期間を設定し、計画的かつ効率的な処理を行いました。

令和7年度の処理量は、変圧器類2台、コンデンサー類94台、PCB油11本、保管容器2台となっており、当該処理をもって、100%の処理が完了しました。

2) 北海道PCB廃棄物処理事業

令和7年度は処理最終年であり処理対象物が減少している中、北九州・大阪・豊田事業エリア内で新たに発見された高濃度PCB廃棄物を受入れることに伴い、より広域での搬入調整が必要となったことから、収集運搬事業者等とも調整を図り、計画的かつ効率的な受入・処理を行いました。

令和7年度は、変圧器類13台（北九州・大阪・豊田事業エリア分6台含む）、コンデンサー類722台（北九州・大阪・豊田事業エリア分573台含む）、PCB油3本（3本すべてが北九州・大阪・豊田事業エリア分）、保管容器120台（北九州・大阪・豊田事業エリア分115台を含む）、安定器・汚染物等223t（北九州・大阪・豊田事業エリア分65t、東京事業エリア分130tを含む）の処理を行い、当該処理をもって、100%の処理が完了しました。

3) 5事業における総処理量

平成16年の処理開始から令和7年度末の処理終了まで、全5事業において、変圧器類16,063台、コンデンサー類380,242台、PCB油29,409本、安定器・汚染物等21,453tの処理を行いました（PCB分解量15,214t）。

以上のような状況から、当事業年度の業績は中間貯蔵事業においては、売上高7,236百万円（対前期比88%）、経常損失34百万円となり、当期純損失は114百万円となりました。

PCB廃棄物処理事業においては、売上高5,626百万円（対前期比50%）、経常損失10,891百万円、当期純損失8,960百万円となりました。中間貯蔵事業勘定と環境安全事業勘定を合わせた全社合計では、売上高12,863百万円（対前期比66%）、経常損失10,910百万円、当期純損失9,074百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

中間貯蔵事業における当事業年度の設備投資は、技術実証フィールド等に係る情報カメラ設備の設置等であり、その投資総額は74百万円となりました。

PCB廃棄物処理事業における当事業年度の設備投資は、主に北海道PCB処理事業所における設備の老朽化更新等であり、その投資総額は584百万円となりました。

中間貯蔵事業とPCB廃棄物処理事業を合わせた全社の設備投資は659百万円となりました。

(3) 国庫補助金の状況

PCB廃棄物処理事業において当期に交付を受けた国庫補助金の額は1,000百万円であり、東京及び北海道PCB処理事業所に係る修繕等の費用に充当しました。

(4) 対処すべき課題

中間貯蔵事業については、令和8年3月に国が公表した「令和8年度の中間貯蔵施設事業の方針」に沿って、引き続き安全・確実を最優先に、土壌貯蔵施設や保管場の管理、解体物置場の点検を実施するなど、中間貯蔵施設区域の維持管理業務をこれまでに蓄積した知見・経験を活かして実施するとともに、中長期的な管理を見据え、人材育成・研修を強化し、業務の効率化と知見の継承を進めていきます。

また、令和7年8月に国が取りまとめた「ロードマップ」により、中間貯蔵事業は復興再生利用及び県外最終処分の実現に向けた取組を本格化させる新たなフェーズに入りました。これを受け、当社では中間貯蔵事業部と中間貯蔵管理センターの体制を一部見直し、「復興再生利用の推進」「県外最終処分に向けた検討」「理解醸成・リスクコミュニケーション」という「ロードマップ」の3つの柱に沿った取組を支援することとしています。これまでの中間貯蔵事業で得られた知見や経験を最大限活用しながら、環境省との密接な連携の下、国の施策や検討の進展に的確に対応するとともに、県外最終処分の実現に向けたプロセスを具体化していく国の取組に積極的に貢献してまいります。

P C B 廃棄物処理事業については、すべての事業所における処理は終了しました。

今後は、処理収入が無い中で、事業完了までを見据えた全事業期間をとおした収支相償の達成に向けて長期的な視点を持ってこれまでの事業収入と出資金の活用や費用管理を徹底し、役割を終えた処理施設の解体撤去を着実に進めます。

プラント設備の解体撤去を終えた北九州第1期施設の建屋の解体撤去工事を進めるとともに、各施設についてプラント設備の解体撤去工事を進めます。

また、解体撤去工事の進捗に応じた体制を取るとともに、解体撤去工事で発生した廃棄物の着実な処理を進め、解体撤去工事中に必要な設備の稼働を見据えた定期点検、設備保全に取り組んでまいります。

さらには、解体撤去においても操業停止に至る事態の未然防止に向けたトラブル対策と同様に、本社と事業所が連携し、トラブル対策チームも活用し、トラブルの発生防止に取り組んでまいります。

その他、環境省や各地方環境事務所、地方自治体等と連携し、処理に関する技術的支援を行うとともに民間の無害化処理認定施設を活用した新たな処理体制が構築されるまでの間、新たに高濃度P C B 廃棄物を発見した保管者等に対して適正保管に関する技術的助言を行うことにしています。

国の環境政策の一翼を担う社会的使命を持つ会社として、環境と安全を最優先に全社を挙げて努力してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区 分		令和4事業年度 第19期	令和5事業年度 第20期	令和6事業年度 第21期	令和7事業年度 第22期
中間貯蔵・ 環境安全事業株式会社	売上高	63,906	35,690	19,342	12,863
	経常利益(△損失)	21,450	1,157	△4,609	△10,910
	当期純利益(△損失)	12,572	1,522	△3,969	△9,074
	1株あたり当期純利益(△損失)(円)	288,435	30,903	△71,811	△148,949
	純資産	106,464	114,137	116,017	112,010
	総資産	227,270	227,362	219,540	206,562
中間貯蔵事業 勘定	売上高	8,742	8,481	8,152	7,236
	経常利益(△損失)	△36	△51	△38	△34
	当期純利益(△損失)	△137	△66	△53	△114
	1株あたり当期純利益(△損失)(円)	△27,272	△13,142	△10,660	△22,762
	純資産	4,540	4,474	4,421	4,306
	総資産	10,478	10,214	10,185	8,724
環境安全事業 勘定	売上高	55,164	27,208	11,189	5,626
	経常利益(△損失)	21,479	1,200	△4,587	△10,891
	当期純利益(△損失)	12,709	1,588	△3,916	△8,960
	1株あたり当期純利益(△損失)(円)	329,564	35,903	△77,924	△160,289
	純資産	101,923	109,662	111,596	107,703
	総資産	217,058	217,381	209,512	198,252

(注) 1. 1株あたり当期純利益は期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 主要な事業内容(令和8年3月31日現在)

当社は平成16年4月1日に日本環境安全事業株式会社法(当社設置法)に基づき設立された後、平成26年12月24日の当社設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、商号を現社名に変更し、以下を主な事業としています。

- ①中間貯蔵に係る事業(除去土壌等の保管又は処分、収集及び運搬、それらの事業に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発)
- ②ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業
- ③環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供に係る事業
- ④①～③に掲げる事業に附帯する事業
- ⑤①～④に掲げる事業のほか、①～④の事業の遂行に支障のない範囲内において、環境大臣の認可を受けて行う事業

(7) 主要な事業所等の状況（令和8年3月31日現在）

本 社 東京都港区芝一丁目7番17号
事業所 中間貯蔵管理センター（福島県いわき市平字大町7番1）
北九州PCB処理事業所（福岡県北九州市若松区響町一丁目6番24）
大阪PCB処理事業所（大阪府大阪市此花区北港白津二丁目4番13）
豊田PCB処理事業所（愛知県豊田市細谷町三丁目1番地1）
東京PCB処理事業所（東京都江東区海の森二丁目2番66）
北海道PCB処理事業所（北海道室蘭市仲町14番地7）

(8) 従業員の状況（令和8年3月31日現在）

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢
男 性	425名	34名減	59.3歳
女 性	57名	6名減	53.2歳
合計又は平均	482名	40名減	58.5歳

(注) 1. 従業員数は就業人数であり、シニア社員、契約社員、任期付社員の他、当社への出向者等を含んでおります。
2. 従業員数には、派遣社員120名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先（令和8年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

当事業年度における当社株式の状況は次のとおりです。（令和8年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 108,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 64,707株

(3) 株主数 2名

(4) 株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
財 務 大 臣	59,683株	92.24%
環 境 大 臣	5,024株	7.76%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（令和8年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当、略歴及び重要な兼職の状況等	取締役会出席状況
代表取締役 社長	鎌形 浩史	中間貯蔵事業統括担当 略歴 令和元年7月 環境事務次官 令和5年6月 当社代表取締役社長	13回中 13回
代表取締役 副社長	菊山 嘉晴	PCB処理事業統括担当 略歴 平成29年4月 東京ガス株式会社執行役員 株式会社キャプティ 代表取締役社長 令和5年6月 当社代表取締役副社長	13回中 13回
取 締 役	山本 昌宏	PCB処理事業担当 略歴 令和2年7月 環境省水・大気環境局長 令和5年6月 当社取締役	13回中 13回
取 締 役	永野 直樹	管理担当 略歴 平成31年4月 三井物産株式会社 理事監査役室長 令和5年6月 当社取締役	13回中 13回
取 締 役	青木 仁志	中間貯蔵事業実施担当 略歴 令和4年4月 当社中間貯蔵事業部長 (特命業務担当) 令和4年6月 当社取締役	13回中 13回
常勤監査役	中山 元太郎	略歴 令和3年8月 人事院公務員研修所教務部 政策研修分析官 令和5年6月 当社監査役	13回中 13回
監 査 役	久住 静代	平成26年12月就任 兼職 医師・医学博士 公益社団法人原子力安全研究協会研究参与 医療法人順齡会理事	13回中 13回
監 査 役	大塚 孝子	令和3年6月就任 兼職 弁護士 大塚孝子法律事務所代表 キャピタル・サーヴィシング債権回収株 式会社社外取締役 株式会社まちづくり中野21 監査役 社会福祉法人中野区福祉サービス事業団理事 学校法人法政大学監事 株式会社東京国際フォーラム監査役	13回中 13回
監 査 役	田中 葉子	令和3年6月就任 兼職 公認会計士・税理士 田中葉子公認会計士・税理士事務所所長	13回中 13回

- (注) 1. 監査役久住静代氏、大塚孝子氏及び田中葉子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役田中葉子氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 社外監査役の兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

1) 被保険者の範囲

当社の取締役および監査役

2) 保険契約の内容の概要

被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填するものです。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は当該役員が職務を行う当社が全額負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役	5名	86百万円
監 査 役	4名	26百万円
合 計	9名	112百万円

- (注) 1. 平成26年12月16日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額100百万円以内、監査役の報酬限度額は年額40百万円以内と決議されております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 社外役員の子な活動状況

社外監査役は、取締役会において、経営全般についての問題点を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、監査項目に関する報告徴収や質疑応答、施設の視察等による現地監査を行っています。現地監査の結果についてはその都度、取締役会で報告しています。監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。なお、常勤監査役は経営幹部会議、コンプライアンス委員会等社内の重要会議に出席し、必要に応じて事業所に調査に行く等、経営全体について情報収集を行うとともに、適宜意見表明を行っています。必要に応じ、監査役間で情報の共有を行っています。

氏 名	監査役会の出席状況	現地監査の出席状況
久住 静代	14回中14回	6回中6回
大塚 孝子	14回中14回	6回中6回
田中 葉子	14回中14回	6回中6回

- (注) 社外役員は取締役会にも出席しており、出席状況は「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載しています。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

有限責任あずさ監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当社の監査証明業務に基づく報酬の額は15百万円です。非監査報酬に基づく報酬の額はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

当社は、以下のとおり業務の適正を確保するための内部統制システムの整備に関する基本方針を取締役会で決議し、内部統制システムを運用しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 行動規範

当社基本理念と行動指針を基本とし、環境安全、情報管理、職務に係る倫理の保持などのコンプライアンスに係る内部規則類の充実を図り、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

2) 体制

行動規範の定着を図り、実効性ある内部統制実施のため、執行部門にコンプライアンス委員会を設置する。環境安全監査室は、社長の指示のもと、内部監査を実施し、その結果を経営幹部会議、取締役会に報告する。

3) 内部統制の実施及び監視について、以下により実施する。

環境安全については、環境安全管理規程等に基づき、①環境安全管理システムの構築及び運営による運転委託会社等とも連携した環境安全活動の適正な実施と継続的な維持・改善、②PCB廃棄物処理事業に関する環境・安全評価委員会による適正な施設の改造や運転方法の変更の確保、③環境安全監査室による環境安全管理システムの実施状況等の監査、有識者からの提言^(a)に関する実施状況の確認などによりコンプライアンスの確保を図る。なお、事業の状況に合わせて適切な体制を構築し管理の強化を継続する。

コンプライアンス委員会は、取締役及び使用人の職務執行状況につき法令等遵守等の

観点から監視するとともに、各課室に設置するコンプライアンス担当者から社内におけるコンプライアンスに関する報告を受けて、コンプライアンスに係る実施状況を点検する。

(a) 平成 28 年 1 月 21 日付け「北九州 PCB 処理事業所での協定値を超えるベンゼンの検出の事案を受けたガバナンス・コンプライアンスに係る有識者委員会」提言書

【令和 7 事業年度運用状況】

当社の事業毎に環境安全管理システムを構築し、トップマネジメントが定めた環境安全方針に示された基本的方向を具体化した環境安全目標を毎年制定し、環境安全会議、環境安全推進委員会において達成状況を点検しております。

PCB 処理事業所は、設備の点検及び補修・更新を計画的かつ確実にを行うほか、設備の改造・運用変更または解体撤去工事等を行う際は、関係法令への適合性、生じうる環境・安全上のリスク低減等について環境・安全評価委員会で検討し、改造等の内容によっては本社と協議の上で事業部会を開催し、指導・助言を得る等、設備や工事の安全性の確保を図っております。

環境安全監査室は、事業執行に係る内部監査を計画的に実施しております。コンプライアンス委員会は、行動計画の記述を通して取締役及び使用人の職務執行状況につき、法令等遵守等の観点から点検しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

1) 重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等に基づき適切に保存及び管理を行うこととし、取締役及び監査役は、常時、これらを閲覧できるものとする。

2) 情報セキュリティ委員会を設置し、会社の保有する情報資産を様々な脅威から保護するため、情報セキュリティポリシー等を策定し、情報セキュリティポリシーの運用状況を管理する体制を整備する。

【令和 7 事業年度運用状況】

文書管理規程等に従い、取締役会議事録、稟議書類など職務執行状況を示す情報を適切に保存・管理しており、取締役及び監査役は常時これらを閲覧できる体制にあります。

情報セキュリティポリシー関係規程を府省庁統一基準に準拠させ、緊急事態への対応、情報の重要度に応じた対応等を明確化することを基本方針としております。また、情報セキュリティポリシーに基づき情報セキュリティ対策推進計画を策定し、実施しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) リスクマネジメント責任者を設置し、平常時における組織横断的な事前予防体制を整備する。また、事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、当該リスクが生じる可能性及びリスクがもたらす影響の大きさを分析し、重点的に対策を講じるべきリスクかどうかを評価してリスクの特性に応じた対応を実施する。

2) 環境安全に係る危機など、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生するおそれが生じた場合に対応するため、規程等に基づき、危機管理体制を構築することなどにより有事の対応を迅速に行う。

なお、PCB処理事業担当取締役及び中間貯蔵事業実施担当取締役をその担当事業に係る危機管理担当取締役とする。

3) 大規模災害や新型インフルエンザの流行等の会社に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めた事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制を整備する。

【令和7事業年度運用状況】

リスクマネジメント責任者は、社員に対するリスク認識に関するアンケート調査の実施、社内資料等により新たに対応が必要となる重要リスク候補の確認、行動計画等による重要リスクへの対応状況の確認等を行っております。

PCB廃棄物処理事業では、事故等緊急事態を想定して本社とPCB処理事業所が連携した訓練等を実施しております。中間貯蔵事業では、緊急時対応訓練を本社と中間貯蔵管理センターが合同で行っており、また消防計画に基づく訓練や関係者への教育を実施しております。

事業継続の基本となる方針を定めて事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの所管部署はBCPに係る教育及び訓練を適切に企画・実施し、その結果を受けて関係する計画類を見直しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会を定期的開催して重要事項を決定するとともに、取締役は職務執行状況を報告する。また、経営効率の向上のため、取締役及び部長並びに次長をメンバーとする経営幹部会議を定期的開催して重要事項を審議する。

2) 基本理念、行動指針及び経営方針等を共有するため経営計画を策定し、事業の進捗等に応じて見直しを行うとともに、経営計画の達成にむけた課題及び施策を毎年行動計画として策定する。

3) 取締役は、行動計画の達成度をチェックし、計画達成の障害になることについては取締役会又は経営幹部会議で都度協議する。

【令和7事業年度運用状況】

取締役会は毎月開催され、中間貯蔵事業に係る進捗状況等の報告、PCB廃棄物処理事業に係る事業基本計画に基づいた執行状況及び予算執行状況等の報告がなされております。

経営幹部会議は原則として毎週開催され、会社経営及び業務執行上の重要事項に係る審議及び総合調整を行っております。経営計画達成に向けて全部署で行動計画を策定し、取締役

はその進捗状況を確認することで事業目標の達成に努めております。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助する使用人には、会社の業務を十分検証できるだけの専門性を有する者を配置し、専ら監査業務に従事させる。

【令和7事業年度運用状況】

監査役室を設置し、監査役の職務の補助を専従する使用人を配置しております。

- (6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の異動については、監査役の意見を尊重するものとする。

【令和7事業年度運用状況】

監査役の職務を補助する使用人の人事異動については、監査役の意見を尊重した上で決定しております。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び重大なコンプライアンス上の問題点を発見したときは、その事実を監査役に報告しなければならない。

監査役は、取締役会及び経営幹部会議に出席し、取締役が行う業務報告等を通じて取締役の業務執行状況について把握できるものとする。

【令和7事業年度運用状況】

PCB処理事業所及び中間貯蔵管理センターにおける業務実施に伴う事故等が発生した際には、その都度監査役に報告しております。また、取締役は業務執行に関する重要事項について、取締役会、経営幹部会議等を通じて監査役に報告しております。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役及び使用人から各担当業務に関して個別にヒアリングを必要に応じ随時行うことができるものとする。

内部統制監査機能を強化するため、監査役の監査を支援する調査チームを設置し、チームメンバーはチームの活動について監査役の指揮命令にのみ服するものとする。

環境安全監査室は、監査役への内部監査状況の報告を定期的に行うなど、監査役との連携を強化して監査に協力することとする。

【令和7事業年度運用状況】

代表取締役及び各部長は監査役による期末監査ほか個別ヒアリングに対応し、全PCB処

理事業所及び中間貯蔵管理センターは監査役監査を受けております。

調査チームは、監査役の指示に基づき部門毎に往査し、監査役に報告しております。

環境安全監査室は、監査役と情報交換を行うほか、日常的なコミュニケーションを通して内部監査情報の共有化を図っております。

附属明細書

1. 会社役員以外の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

事業報告7頁「3. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりです。

貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	149,255	流動負債	7,788
現金及び預金	102,319	未払金	7,217
売掛金	9	未払法人税等	197
有価証券	41,200	賞与引当金	307
未収入金	5,497	その他の流動負債	66
その他の流動資産	229		
固定資産	57,307	固定負債	50,495
有形固定資産	598	退職給付引当金	1,250
建物	113	役員退職慰労引当金	41
構築物	105	二次廃棄物処理引当金	49
機械装置	0	資産除去債務	49,154
車輛運搬具	0		
工具器具備品	361	特別法上の引当金	36,267
土地	0	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設 原状回復引当金	36,267
建設仮勘定	18		
無形固定資産	433	負債合計	94,552
ソフトウェア	433		
投資その他の資産	56,275	(純資産の部)	
投資有価証券	55,900	株主資本	112,010
敷金及び保証金	374	資本金	55,307
長期前払費用	0	資本剰余金	9,700
		資本準備金	9,700
		利益剰余金	47,003
		その他利益剰余金	47,003
		繰越利益剰余金	47,003
		純資産合計	112,010
資産合計	206,562	負債純資産合計	206,562

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 令和7年4月1日)
(至 令和8年3月31日)

(単位 :百万円)

科 目	金 額
売 上 高	12,863
売 上 原 価	21,558
売 上 総 損 失	8,695
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,895
営 業 損 失	11,590
営 業 外 収 益	813
預 金 利 息	404
有 価 証 券 利 息	291
残 渣 処 分 収 入	50
そ の 他 営 業 外 収 益	66
営 業 外 費 用	132
残 渣 処 分 費 用	92
そ の 他 営 業 外 費 用	39
経 常 損 失	10,910
特 別 利 益	13,128
国 庫 補 助 金 収 入	1,000
資 産 除 去 債 務 取 崩 額	5,068
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設 原状回復引当金取崩額	5,554
基 金 助 成 金 収 入	1,167
そ の 他 特 別 利 益	338
特 別 損 失	11,274
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設 原状回復引当金繰入額	5,068
減 損 損 失	584
解 体 撤 去 支 出 額	5,554
そ の 他 特 別 損 失	68
税 引 前 当 期 純 損 失	9,056
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	18
当 期 純 損 失	9,074

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書(自 令和7年4月1日)
(至 令和8年3月31日)

(単位 :百万円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 合 計	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
令和7年4月1日 残 高	50,239	9,700	56,078	116,017	116,017	
当 期 変 動 額						
新 株 発 行	5,068			5,068	5,068	
当 期 純 損 失			△ 9,074	△ 9,074	△ 9,074	
当 期 変 動 額 合 計	5,068	—	△ 9,074	△ 4,006	△ 4,006	
令和8年3月31日 残 高	55,307	9,700	47,003	112,010	112,010	

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 ……償却原価法（定額法）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品 ……最終仕入原価法による原価法

ただし、貸借対照表価額は収益性の低下に伴う簿価切り下げの方法により算定しております。

(3) 有形固定資産の減価償却方法

機械装置 ……定率法

建物、構築物、車輛運搬具及び工具器具備品 ……定額法

(4) 無形固定資産の減価償却方法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法としております。

(5) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づいて計上しております。

二次廃棄物処理引当金

PCB廃棄物処理施設の操業に伴い発生した二次廃棄物の処理に要する支出に備えるため、その所要見込額を計上しております。

(6) 特別法上の引当金の計上基準

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設原状回復引当金（以下、「原状回復引当金」という）
中間貯蔵・環境安全事業株式会社の会計に関する省令（以下、「環境省令」という）
第六条の規定に基づき、計上しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

中間貯蔵事業

中間貯蔵事業においては、環境省との契約に基づき委託された中間貯蔵施設の管理等に関する業務を実施する履行義務を負っております。当該履行義務は、財又はサービスを環境省に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

環境安全事業

環境安全事業においては、保管者との処理委託契約に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下、「PCB廃棄物」という）を無害化する履行義務を負っております。当該履行義務は、PCB廃棄物の中間処理が完了した時点において保管者に対し業務終了報告を行うことにより充足されるものとし、当該中間処理完了時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度の計算書類に計上した項目のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 資産除去債務

「8. 資産除去債務に関する注記」に記載しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 ……………134,866 百万円

有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

(2) 有形固定資産の国庫補助金受入による圧縮記帳累計額 …………… 53,356 百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 資産除去債務取崩額の計上について

環境省令第六条の規定に基づき、解体撤去費用に充当する目的で、原状回復引当金を計上しております。原状回復引当金は資産除去債務と同種の性質を有し、総額計上による負債の重複計上となることから、原状回復引当金繰入相当額を資産除去債務総額より減じ、特別利益へ振り替えております。

(2) ポリ塩化ビフェニル処理施設原状回復引当金取崩額等の計上について

当期において各PCB処理事業所におけるPCB処理設備の一部解体及びこれに伴う廃棄物の処理等の解体撤去費用が生じたことから、環境省令第六条の規定に基づき原状回復引当金の取崩しを行い、特別利益に計上するとともに、同額を「解体撤去支出額」として、特別損失に計上しております。

(3) 固定資産の減損損失の計上について

① 環境安全事業

当社は固定資産の減損会計において、勘定区分の事業ごとに資産のグルーピングを行っており、環境安全事業勘定の資産グループについて以下の減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
北海道室蘭市他	環境安全事業用資産	建物	455
		機械装置	56
		工具器具備品	49
		ソフトウェア	14
		その他	8
合計			584

環境安全事業は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号）第六条の規定により作成された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に定められた有期限の事業であることから、減損認識の判定を行っております。割引前将来キャッシュ・フローの総額と固定資産の帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回ったことから減損の認識が必要と判定しました。

回収可能額を使用価値により測定した結果、将来キャッシュ・フローがマイナスとなる見込みであるため具体的な割引率は算定せず、使用価値を零として帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 中間貯蔵事業

中間貯蔵事業における支出の財源と固定資産の減損会計基準の適用について

中間貯蔵事業の売上原価、販売費及び一般管理費については、環境省との契約により、原則として受託料で回収することとなっておりますが、中間貯蔵事業専属の従業員に係る退職金は資本金で賄うこととされております。このため、中間貯蔵事業の営業損益は、退職給付費用の発生によって、マイナスとなる可能性が

あります。しかしながら、固定資産については、原則として減価償却費相当額を受託料で回収することとなっているため、受託料を収受可能な固定資産については、減損の兆候がありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	当 期 首 株 式 数	当期増加 株式数(*)	当期減少 株 式 数	当 期 末 株 式 数
普 通 株 式	59,639	5,068	-	64,707

(*)発行価額は1株当たり1百万円であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因は、税務上の資産除去債務等、繰越欠損金、減価償却超過額であります。

なお、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は44,763百万円であります。

7. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

資金運用については、預金及び投資有価証券に限定しております。なお投資有価証券は、政府関係機関等または地方公共団体の発行する債券に限定して保有しており、株式等は保有しておりません。

未収入金は、主に年度末で金額が確定した環境省との受託契約に基づくものであり、信用リスクは極めて低いものと判断しております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。また適時に資金計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券(*)	97,100	95,759	△ 1,340

(*)投資有価証券には流動資産の有価証券を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

債券はブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づき時価を算定しております。

(注2) 有価証券に関する事項

満期保有目的の債券における種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対 照表価額を超 えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対 照表価額を超 えないもの	(1)国債・地方債等	1,800	1,766	△ 33
	(2)社債	95,300	93,992	△ 1,307
	小計	97,100	95,759	△ 1,340
合計		97,100	95,759	△ 1,340

(注3) 満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
有価証券及び 投資有価証券	41,200	55,900	-	-

8. 資産除去債務に関する注記

当社のPCB廃棄物処理事業は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」において「事業終了ごとにそれぞれ解体・撤去等を行う」とされていることから、事業終了後の処理施設の解体撤去義務を有しております。また、豊田PCB 処理事業所、東京PCB 処理事業所及び北海道PCB 処理事業所においては事業用定期借地権契約を締結しているため、契約終了時に原状回復義務を有しております。このため、全国5事業所に係る解体撤去費用及び原状回復費用について資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の計算については、北九州PCB処理事業所(1期)は第三者機関による解体撤去工事の見積りを基に、その他の各PCB処理施設はこれを参考に解体撤去費用の見積り額を算出しております。

なお、今後、北九州PCB処理事業所(1期)及びその他の事業所の解体撤去費用の実績が判明し、会計上の見積りに変更の必要性が生じた場合は、翌事業年度以降の資産除去債務計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度における資産除去債務総額の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	90,976百万円
資産除去債務の履行による減少額	△5,554百万円
期末残高	85,422百万円
原状回復引当金期末残高 ※	△36,267百万円
貸借対照表に計上された資産除去債務残高	49,154百万円

※ 環境省令第六条の規定に基づき、解体撤去費用に充当する目的で原状回復引当金を計上しております。原状回復引当金は、資産除去債務と同種の性質を有し、総額計上による負債の重複計上となることから、原状回復引当金計上額を資産除去債務総額より減じた額を貸借対照表へ計上しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金 (百万円)	議決権等の被所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の兼務等	事業上の関係				
主要株主	財務省	東京都千代田区	—	直接 92.24%	—	—	当社借入に対する債務保証(*)	—	—	—
							増資受入	5,068	—	—
主要株主	環境省	東京都千代田区	—	直接 7.76%	—	—	中間貯蔵施設の管理等に関する受託業務(**)	7,236	未収入金	3,544

(*) 当社借入について当事業年度に1,000百万円の政府保証枠を確保しておりましたが、借入の実績はなく、保証料の支払いも発生していません。

(**) 受託料は、受託業務実施に要した費用に相当する金額を基礎に決定しております。

1 0. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 …………… 1,731,040円47銭
 (2) 1株当たり当期純損失 …………… 148,949円26銭

1 1. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：百万円)

	中間貯蔵事業	環境安全事業
一時点で移転される財又はサービス	-	5,569
一定期間にわたり移転される財又はサービス	7,236	-
顧客との契約から生じる収益	7,236	5,569
その他の収益（注）	-	56
売上高	7,236	5,626

（注）「その他の収益」は、主に中小企業者等軽減制度に基づく基金助成金収入であり、「収益認識会計基準」で定める顧客との契約から生じる収益の額に含まれない収益であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針 (7) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当期の収益の金額を理解するための情報

契約負債は、貸借対照表に示す前受金がこれに該当し、主にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託契約において廃棄物の保管者から予め受領した契約金であります。

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,603百万円であります。

1 2. 重要な後発事象について

当社のPCB廃棄物処理事業は、北九州PCB処理事業所、大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所においては令和5年度末、東京PCB処理事業所及び北海道PCB処理事業所においては令和7年度末をもって全ての処理を終了したため、令和8年度以降はPCB廃棄物処理に係る収益は発生しません。

附 属 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期 帳簿価額	首 当額	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	期 末 帳簿価額	減 価 償 却 累 計 額	期 末 取 得 原 価
有形 固定 資産	建物	126		455	0	467 (455)	113	38,267	38,381
	構築物	131		23	-	49	105	1,446	1,551
	機械装置	0		56	0	56 (56)	0	88,356	88,356
	車両運搬具	0		-	-	-	0	137	137
	工具器具備品	481		89	41	167 (49)	361	2,576	2,937
	土地	0		-	-	-	0	4,082	4,082
	建設仮勘定	22		536	540 (8)	-	18	-	18
	計	760		1,161	581 (8)	741 (560)	598	134,866	135,465
無形 固定 資産	ソフトウェア	552		29	-	149 (14)	433		
	計	552		29	-	149 (14)	433		

(注1) 建物に係る当期増加の主なものは、PCB処理事業における換気空調設備の更新であります。

(注2) 建設仮勘定に係る当期増加及び減少の主なものは、PCB処理事業における換気空調設備の更新に伴う計上及び振替であります。

(注3) 「当期減少額」及び「当期償却額」欄の()は内数で、当期の減損損失の計上額であります。

(注4) 「減価償却累計額」欄には、減損損失累計額を含んでおります。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他	
賞 与 引 当 金	295	307	295	—	307
退 職 給 付 引 当 金	1,125	176	51	—	1,250
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	29	11	—	—	41
二 次 廃 棄 物 処 理 引 当 金	157	49	157	—	49
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 処 理 施 設 原 状 回 復 引 当 金	36,753	5,068	5,554	—	36,267

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額
給 与 ・ 賞 与	1,156
役 員 報 酬	112
派 遣 労 務 費 等	121
旅 費 交 通 費	71
賃 借 料	196
シ ス テ ム ・ 機 器 保 守 料	155
租 税 公 課	336
雑 役 務 費	609
そ の 他	136
合 計	2,895

貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,575	流動負債	3,983
現金及び預金	4,007	未払金	3,532
未収入金	3,547	未払消費税等	263
その他の流動資産	19	未払法人税等	24
		賞与引当金	151
		その他の流動負債	10
固定資産	1,149	固定負債	434
有形固定資産	598	退職給付引当金	413
建物	113	役員退職慰労引当金	20
構築物	105		
工具器具備品	361	負債合計	4,417
建設仮勘定	18		
無形固定資産	433	(純資産の部)	
ソフトウェア	433	株主資本	4,306
		資本金	5,024
投資その他の資産	117	利益剰余金	△ 717
敷金及び保証金	116	その他利益剰余金	△ 717
長期前払費用	0	繰越利益剰余金	△ 717
		純資産合計	4,306
資産合計	8,724	負債純資産合計	8,724

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 令和7年4月1日)
(至 令和8年3月31日)

(単位 : 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	7,236
売 上 原 価	6,625
売 上 総 利 益	610
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	659
営 業 損 失	49
営 業 外 収 益	15
預 金 利 息	8
そ の 他 営 業 外 収 益	6
営 業 外 費 用	0
そ の 他 営 業 外 費 用	0
経 常 損 失	34
特 別 損 失	68
固 定 資 産 除 却 損	68
税 引 前 当 期 純 損 失	102
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11
当 期 純 損 失	114

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 令和7年4月1日)
(至 令和8年3月31日)

(単位 :百万円)

	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
令和7年4月1日 残 高	5,024	△ 602	4,421	4,421
当 期 変 動 額				
当期純損失		△ 114	△ 114	△ 114
当期変動額合計	-	△ 114	△ 114	△ 114
令和8年3月31日 残 高	5,024	△ 717	4,306	4,306

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1)有形固定資産の減価償却方法

建物、構築物及び工具器具備品 ……………定額法

(2)無形固定資産の減価償却方法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法としております。

(3)引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づいて計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

中間貯蔵事業においては、環境省との契約に基づき委託された中間貯蔵施設の管理等に関する業務を実施する履行義務を負っております。当該履行義務は、財又はサービスを環境省に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(5)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

共通経費等の配賦基準

中間貯蔵事業勘定及び環境安全事業勘定の共通的な経費等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の会計に関する省令第八条の規定に基づき、環境大臣の承認を受けて定めた基準に従って各勘定に配賦しております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 ……………763 百万円

有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

3. 損益計算書に関する注記

中間貯蔵事業における支出の財源と固定資産の減損会計基準の適用について

中間貯蔵事業の売上原価、販売費及び一般管理費については、環境省との契約により、原則として受託料で回収することとなっておりますが、中間貯蔵事業専属の従業員に係る退職金は資本金で賄うこととされております。このため、中間貯蔵事業の営業損益は、退職給付費用の発生によって、マイナスとなる可能性があります。しかしながら、固定資産については、原則として減価償却費相当額を受託料で回収することとなっているため、受託料を收受可能な固定資産については、減損の兆候がありません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	当 期 首 株 式 数	当期増加 株 式 数	当期減少 株 式 数	当 期 末 株 式 数
普 通 株 式	5,024	-	-	5,024

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の退職給付引当金、賞与引当金であります。

なお、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は257百万円であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、短期的な預金に限定しております。

未収入金は、主に年度末で金額が確定した環境省との受託契約に基づくものであり、信用リスクは極めて低いものと判断しております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、現金は注記を省略しており、預金、未収入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金 (百万円)	議決権等の被所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の兼務等	事業上の関係				
主要株主	環境省	東京都千代田区	-	直接100%	-	-	中間貯蔵施設の管理に関する受託業務(*)	7,236	未収入金	3,544

(*)受託料は、受託業務実施に要した費用に相当する金額を基礎に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 …………… 857,225円40銭

(2) 1株当たり当期純損失 …………… 22,762円06銭

9. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

附 属 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期 帳簿	首 額	当 増	期 加	当 額	期 減	当 少	期 額	当 償	期 却	期 帳簿	末 額	減 価	償 却	却 額	期 末	未 取	得 原	価
有形 固定 資産	建築物		126		0				-		12		113		97				211	
	構築物		131		23				-		49		105		87				192	
	工具器具備品		481		39			41		118			361		578				940	
	建設仮勘定		22		5			8		-			18		-				18	
	計		760		68			50		180			598		763				1,362	
無形 固定 資産	ソフトウェア		552		14				-		134		433							
	計		552		14				-		134		433							

(注1) 構築物に係る当期増加の主なものは、中間貯蔵事業における浸出水処理施設に係る吸水口・排水口設備の設置であります。

(注2) 工具器具備品に係る当期増加の主なものは、中間貯蔵事業における技術実証フィールド等に係る情報カメラ設備の設置であります。

(注3) 工具器具備品に係る当期減少の主なものは、中間貯蔵事業における中間貯蔵施設区域内の通信不感対策及びWi-Fi通信設備の除却であります。

(注4) 「減価償却累計額」欄には、減損損失累計額を含んでおります。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他	
賞 与 引 当 金	139	151	139	-	151
退 職 給 付 引 当 金	339	95	21	-	413
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	14	5	-	-	20

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額
給 与 ・ 賞 与	296
役 員 報 酬	56
派 遣 労 務 費 等	43
旅 費 交 通 費	9
通 信 費	15
賃 借 料	46
シ ス テ ム ・ 機 器 保 守 料	31
租 税 公 課	25
雑 役 務 費	77
そ の 他	56
合 計	659

貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	142,094	流動負債	4,219
現金及び預金	98,311	未払金	3,835
売掛金	9	未払法人税等	172
有価証券	41,200	賞与引当金	156
未収入金	2,363	その他の流動負債	55
その他の流動資産	209		
固定資産	56,158	固定負債	50,061
有形固定資産	0	退職給付引当金	836
建物	0	役員退職慰労引当金	20
構築物	0	二次廃棄物処理引当金	49
機械装置	0	資産除去債務	49,154
車両運搬具	0		
工具器具備品	0	特別法上の引当金	36,267
土地	0	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設 原状回復引当金	36,267
投資その他の資産	56,157	負債合計	90,548
投資有価証券	55,900		
敷金及び保証金	257	(純資産の部)	
		株主資本	107,703
		資本金	50,283
		資本剰余金	9,700
		資本準備金	9,700
		利益剰余金	47,720
		その他利益剰余金	47,720
		繰越利益剰余金	47,720
		純資産合計	107,703
資産合計	198,252	負債純資産合計	198,252

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 令和7年4月1日)

(至 令和8年3月31日)

(単位 :百万円)

科 目	金 額
売 上 高	5,626
売 上 原 価	14,932
売 上 総 損 失	9,306
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,251
営 業 損 失	11,557
営 業 外 収 益	797
預 金 利 息	395
有 価 証 券 利 息	291
残 渣 処 分 収 入	50
そ の 他 営 業 外 収 益	59
営 業 外 費 用	132
残 渣 処 分 費 用	92
そ の 他 営 業 外 費 用	39
経 常 損 失	10,891
特 別 利 益	13,144
国 庫 補 助 金 収 入	1,000
資 産 除 去 債 務 取 崩 額	5,068
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設 原状回復引当金取崩額	5,554
基 金 助 成 金 収 入	1,167
そ の 他 特 別 利 益	354
特 別 損 失	11,206
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設 原状回復引当金繰入額	5,068
減 損 損 失	584
解 体 撤 去 支 出 額	5,554
そ の 他 特 別 損 失	0
税 引 前 当 期 純 損 失	8,953
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6
当 期 純 損 失	8,960

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 令和7年4月1日)
(至 令和8年3月31日)

(単位 :百万円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 合 計	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
令和7年4月1日 残 高	45,215	9,700	56,681	111,596	111,596	
当 期 変 動 額						
新 株 発 行	5,068			5,068	5,068	
当 期 純 損 失			△ 8,960	△ 8,960	△ 8,960	
当 期 変 動 額 合 計	5,068	-	△ 8,960	△ 3,892	△ 3,892	
令和8年3月31日 残 高	50,283	9,700	47,720	107,703	107,703	

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 ……償却原価法（定額法）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品 ……最終仕入原価法による原価法

ただし、貸借対照表価額は収益性の低下に伴う簿価切り下げの方法により算定しております。

(3) 有形固定資産の減価償却方法

機械装置 ……定率法

建物、構築物、車輛運搬具及び工具器具備品 ……定額法

(4) 無形固定資産の減価償却方法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法としております。

(5) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づいて計上しております。

二次廃棄物処理引当金

PCB廃棄物処理施設の操業に伴い発生した二次廃棄物の処理に要する支出に備えるため、その所要見込額を計上しております。

(6) 特別法上の引当金の計上基準

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設原状回復引当金(以下、「原状回復引当金」という)
中間貯蔵・環境安全事業株式会社の会計に関する省令(以下、「環境省令」という)
第六条の規定に基づき、計上しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

環境安全事業においては、保管者との処理委託契約に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下、「PCB廃棄物」という)を無害化する履行義務を負っております。当該履行義務は、PCB廃棄物の中間処理が完了した時点において保管者に対し業務終了報告を行うことにより充足されるものとし、当該中間処理完了時点で収益を認識しております。

(8) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

共通経費等の配賦基準

中間貯蔵事業勘定及び環境安全事業勘定の共通的な経費等については、環境省令第八条の規定に基づき、環境大臣の承認を受けて定めた基準に従って各勘定に配賦しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度の計算書類に計上した項目のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 資産除去債務

「8. 資産除去債務に関する注記」に記載しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 134,103百万円
有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

(2) 有形固定資産の国庫補助金受入による圧縮記帳累計額 …………… 53,356百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 資産除去債務取崩額の計上について

環境省令第六条の規定に基づき、解体撤去費用に充当する目的で、原状回復引当金を計上しております。原状回復引当金は資産除去債務と同種の性質を有し、総額計上による負債の重複計上となることから、原状回復引当金繰入相当額を資産除去債務総額より減じ、特別利益へ振り替えております。

(2) ポリ塩化ビフェニル処理施設原状回復引当金取崩額等の計上について

当期において各PCB処理事業所におけるPCB処理設備の一部解体及びこれに伴う廃棄物の処理等の解体撤去費用が生じたことから、環境省令第六条の規定に基づき原状回復引当金の取崩しを行い、特別利益に計上するとともに、同額を「解体撤去支出額」として、特別損失に計上しております。

(3) 固定資産の減損損失の計上について

当社は固定資産の減損会計において、環境安全事業を単一の事業として資産のグルーピングを行っており、当該資産グループについて以下の減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
北海道室蘭市他	環境安全事業用資産	建物	455
		機械装置	56
		工具器具備品	49
		ソフトウェア	14
		その他	8
合計			584

環境安全事業は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号）第六条の規定により作成された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に定められた有期限の事業であることから、減損認識の判定を行っております。割引前将来キャッシュ・フローの総額と固定資産の帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回ったことから減損の認識が必要と判定しました。

回収可能額を使用価値により測定した結果、将来キャッシュ・フローがマイナスとなる見込みであるため具体的な割引率は算定せず、使用価値を零として帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	当 期 首 株 式 数	当期増加 株式数(*)	当期減少 株 式 数	当 期 末 株 式 数
普 通 株 式	54,615	5,068	-	59,683

(*)発行価額は1株当たり1百万円であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の資産除去債務等、繰越欠損金、減価償却超過額であります。

なお、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は44,505百万円であります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、預金及び投資有価証券に限定しております。なお投資有価証券は、政府関係機関等または地方公共団体の発行する債券に限定して保有しており、株式等は保有しておりません。

未収入金は、主に未収還付消費税であり、信用リスクは極めて低いものと判断しております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。また適時に資金計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券(*)	97,100	95,759	△ 1,340

(*)投資有価証券には流動資産の有価証券を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

債券はブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づき時価を算定しております。

(注2) 有価証券に関する事項

満期保有目的の債券における種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対 照表価額を超 えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対 照表価額を超 えないもの	(1) 国債・地方債等	1,800	1,766	△ 33
	(2) 社債	95,300	93,992	△ 1,307
	小計	97,100	95,759	△ 1,340
合計		97,100	95,759	△ 1,340

(注3) 満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
有価証券及び 投資有価証券	41,200	55,900	-	-

8. 資産除去債務に関する注記

当社のPCB廃棄物処理事業は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」において「事業終了ごとにそれぞれ解体・撤去等を行う」とされていることから、事業終了後の処理施設の解体撤去義務を有しております。また、豊田PCB 処理事業所、東京PCB 処理事業所及び北海道PCB 処理事業所においては事業用定期借地権契約を締結しているため、契約終了時に原状回復義務を有しております。このため、全国5事業所に係る解体撤去費用及び原状回復費用について資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の計算については、北九州PCB処理事業所(1期)は第三者機関による解体撤去工事の見積りを基に、その他の各PCB処理施設はこれを参考に解体撤去費用の見積り額を算出しております。

なお、今後、北九州PCB処理事業所(1期)及びその他の事業所の解体撤去費用の実績が判明し、会計上の見積りに変更の必要性が生じた場合は、翌事業年度以降の資産除去債務計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度における資産除去債務総額の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	90,976百万円
資産除去債務の履行による減少額	△5,554百万円
期末残高	85,422百万円
原状回復引当金期末残高※	△36,267百万円
貸借対照表に計上された資産除去債務残高	49,154百万円

※ 環境省令第六条の規定に基づき、解体撤去費用に充当する目的で原状回復引当金を計上しております。原状回復引当金は、資産除去債務と同種の性質を有し、総額計上による負債の重複計上となることから、原状回復引当金計上額を資産除去債務総額より減じた額を貸借対照表へ計上しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金 (百万円)	割合 議決権等の被所有	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の兼務等	事業上の関係				
主要株主	財務省	東京都千代田区	—	直接 100%	—	—	当社借入に対する債務保証(*)	—	—	—
							増資受入	5,068	—	—

(*) 当社借入について当事業年度に1,000百万円の政府保証枠を確保しておりましたが、借入の実績はなく、保証料の支払いも発生していません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 …………… 1,804,596円54銭
 (2) 1株当たり当期純損失 …………… 160,289円97銭

1 1. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：百万円)

顧客との契約から生じる収益	5,569
その他の収益（注）	56
売上高	5,626

(注) 「その他の収益」は、主に中小企業者等軽減制度に基づく基金助成金収入であり、「収益認識会計基準」で定める顧客との契約から生じる収益の額に含まれない収益であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針 (7) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当期の収益の金額を理解するための情報

契約負債は、貸借対照表に示す前受金がこれに該当し、主にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託契約において廃棄物の保管者から予め受領した契約金であります。

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,603百万円であります。

1 2. 重要な後発事象について

当社のPCB廃棄物処理事業は、北九州PCB処理事業所、大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所においては令和5年度末、東京PCB処理事業所及び北海道PCB処理事業所においては令和7年度末をもって全ての処理を終了したため、令和8年度以降はPCB廃棄物処理に係る収益は発生しません。

附 属 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期	当	期	当	期	期	末	減	償	却	期	末									
		帳	簿	価	額	増	加	額	減	少	額	償	却	額	累	計	額	取	得	原	価	
有形 固定 資産	建 物	0		455		0		455		(455)		0		38,170				38,170				
	構 築 物	0		-		-		-		-		0		1,358				1,358				
	機 械 装 置	0		56		0		56		(56)		0		88,356				88,356				
	車 輛 運 搬 具	0		-		-		-		-		0		137				137				
	工 具 器 具 備 品	0		49		0		49		(49)		0		1,997				1,997				
	土 地	0		-		-		-		-		0		4,082				4,082				
	建 設 仮 勘 定	-		531		531		-		(8)		-		-				-				
	計	0		1,092		531		560		(560)		0		134,103				134,103				
無形 固定 資産	ソ フ ト ウ エ ア	-		14		-		14		(14)		-										
	計	-		14		-		14		(14)		-										

(注1) 建物に係る当期増加の主なものは、PCB処理事業における換気空調設備の更新であります。

(注2) 建設仮勘定に係る当期増加及び減少の主なものは、PCB処理事業における換気空調設備の更新に伴う計上及び振替であります。

(注3) 「当期減少額」及び「当期償却額」欄の()は内数で、当期の減損損失の計上額であります。

(注4) 「減価償却累計額」欄には、減損損失累計額を含んでおります。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他	
賞 与 引 当 金	155	156	155	—	156
退 職 給 付 引 当 金	786	81	30	—	836
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	14	5	—	—	20
二 次 廃 棄 物 処 理 引 当 金	157	49	157	—	49
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 処 理 施 設 原 状 回 復 引 当 金	36,753	5,068	5,554	—	36,267

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額
給 与 ・ 賞 与	859
役 員 報 酬	56
派 遣 労 務 費 等	77
旅 費 交 通 費	61
賃 借 料	150
シ ス テ ム ・ 機 器 保 守 料	123
租 税 公 課	310
雑 役 務 費	532
そ の 他	79
合 計	2,251

独立監査人の監査報告書

令和8年5月22日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊丹亮資

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第16条に基づき区分経理された中間貯蔵事業勘定及び環境安全事業勘定の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計

算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告の「会計監査人に関する事項」に含まれる(2)会計監査人の報酬等の額に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領に準拠し、監査の方針等に従い、必要に応じて事業の現場等へ赴き、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第16条に基づき区分経理された中間貯蔵事業勘定及び環境安全事業勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 監査役会

監査役（常勤）	中山元太郎	㊟
監査役	久住静代	㊟
監査役	大塚孝子	㊟
監査役	田中葉子	㊟

(注) 監査役久住静代、監査役大塚孝子及び監査役田中葉子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。